

清水町障がい者（児）タクシー乗車券助成事業について

町では、障害者（児）の生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的に障がい者タクシー乗車券助成事業を行っています。

1 対象者

本町に住民登録をしている方で、

- （１）下肢障害により１級又は２級の身体障害者手帳を所持する者（児）
- （２）体幹機能障害により１級又は２級の身体障害者手帳を所持する者（児）
- （３）乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち、移動機能障害により１級又は２級の身体障害者手帳を所持する者（児）
- （４）視覚障害により１級又は２級の身体障害者手帳を所持する者（児）
- （５）（１）～（４）の障害に基づく重複障害により１級又は２級の身体障害者手帳を所持する者（児）
- （６）知的障害によりＡ判定の療育手帳を所持する者（児）
- （７）精神障害により１級又は２級の精神障害者保健福祉手帳を所持する者（児）

2 乗車券

年額で３６，０００円（月額３，０００円）分の乗車券を交付します。

※乗車券の利用は、交付を受けた年度内の利用になります。

3 利用できるタクシーの範囲

町内に営業所を設置するタクシー

※町外のタクシーは利用できません。

4 申請方法

印鑑と障害者手帳をご持参のうえ、保健福祉課（保健福祉センター内）にて申請してください。

5 お問い合わせ先

保健福祉課福祉係（電話：６９－２２２２）までお問い合わせください。